

東京三弁護士会の被災者支援活動の報告 (日弁連との連携や各種の情報提供ツールに関して)

東京三会復旧復興本部 事務局次長 第一東京弁護士会
倉本義之

第1 はじめに

東京三弁護士会復旧・復興本部の立ち上げにあたり、私は事務局次長(担当:日弁連対策本部関係や電話相談PTなど)を拝命いたしました。

以下では、東京三会と日弁連とが連携して行った活動のほか、私が関与した東京三会の被災者向け情報提供ツールについて報告させていただきます。

第2 日弁連との連携

1 日弁連と東京三会との共催による被災者支援に関する活動は、東日本大震災電話相談(平成23年3月23日開始。平成24年4月3日現在で相談件数6129件)や震災関係研修など数多くありますが、各PTの座長から、別途報告があるはずなので、ここでは割愛し、日弁連災害復興支援委員会と東京三会の連携による被災者向け情報提供活動と「東日本大震災無料法律相談情報分析結果」を報告します。

日弁連災害復興支援委員会の情報提供部会では、日弁連広報室や日弁連事務局と連携し、被災者向けの情報を、日弁連災害復興支援アカウント(@JFBAsaigai)でツイッターに流してもらう活動をしております。

東京三会の各種活動についても、都内避難者PTと連携し、都内避難者向けの相談会や東日本大震災電話相談の夜間相談の実施などをツイッターに流し、被災者への情報提供をしております。もっとも、情報提供の数は多いとはいえ、情報提供部会と都内避難者PTとの連携の強化が今後の課題です。

2 「東日本大震災無料法律相談情報分析結果」

日弁連は、上記の東日本電話相談や被災地をはじめとして各地の弁護士会において実施されている無料法律相談の結果を集約し、被災者の属性(年齢、性別、被災当時の住所地)や相談内

容などから、様々な分析をした「東日本大震災無料法律相談情報分析結果」を公表しています。相談内容については、不動産所有権、借家、工作物責任、ローン、原子力発電所事故など、24項目に分類しています。

岡本正弁護士(第一東京弁護士会)が、日弁連情報統計室の協力のもと作成したもので、これまで、第1次分析、第2次分析、第3次分析、第3次分析追補と続き、平成24年3月に公表された第4次分析が最新のものです。第4次分析においては、35335件もの法律相談結果をもとにしています。

膨大な数の法律相談を、詳細な分類に基づき緻密な分析をした「東日本大震災無料法律相談情報分析結果」により、被災者のリーガルニーズが浮き彫りになりました。また、被災者支援・被災地復興のための立法がなされる際にも活用されたようです。

第3 旧グランドプリンスホテル赤坂における情報提供活動

1 「東日本大震災・記録ノート」(通称:被災者ノート) 赤プリ版の作成

旧グランドプリンスホテル赤坂(赤プリ)は、平成23年4月9日から、同年6月末日まで避難所となっていました。東京三会でも、東京都との折衝の末、4月21日に相談を開始しました。赤プリに避難された被災者は、全員が福島県から避難された方でしたので、東京三会では、原発事故の損害賠償に関する有益なツールとして「東日本大震災・記録ノート」(通称:被災者ノート)赤プリ版を作成し、被災者へ配布しました。

被災者ノートは、原発事故の損害賠償請求の準備のため、日々の記録、資料を整理してもらうことを目的として、新潟県弁護士会が開発したも

のです。それを、本間博子弁護士(当時、第二東京弁護士会。現三重弁護士会)らが中心となって、損害賠償計算シートの追加、連絡先一覧の補充など、赤プリ避難者用にアレンジしたものです。

その後、若干の修正をした被災者ノート都内版を作成し、都内避難者向けの相談会の開催の際に、配布しました。

2 「赤プリニュース」の作成

また、東京三会では、緊急小口貸付、被災者生活再建支援法や保険関係など被災者にとって有益な情報を、幅広くかつコンパクトにまとめた「赤プリニュース①」を作成し、避難者に配布しました。作成担当は、森岡かおり弁護士(第一東京弁護士会)です。

結局、閉鎖までの3ヶ月の間に、赤プリニュースは④まで作成されました。②と③では、原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針、第二次指針について、被災者向けに分かりやすく解説し、④では、相談窓口や相続放棄の熟慮期間の延長などを紹介しました。

第4 「復興のための暮らしの手引き～ここから／KOKO－KARA～」

東京三会で実施している都内避難者のための相談会などで、「ここから」を配布しています。

「ここから」は、平岩利文弁護士(第一東京弁護士会)が編集代表として、修習生や一弁の有志により作成されたものです。

被災者の方々の復興の暮らしに役立つ「制度」や「手続き」などの情報を、できるだけ幅広く、コンパクトかつ平易な言葉で説明している冊子で、被災者の反応も上々でありました。

平成23年4月の作成後、夏版、冬版と随時改訂が行われています。

第5 おわりに

本稿で紹介した以外にも、数多くの情報提供ツールを東京三会では作成しています。今回の東日本大震災における東京三会の活動を通し、被災者に対する情報提供活動という、震災時において弁護士ができること・なすべきことがあるのだということが確信できました。今後も、被災者に対して、情報提供を含む幅広い支援活動をしていきます。